

外国株券等の保管及び振替決済に関する規則施行細則の一部改正について

1 外国株券等の保管及び振替決済に関する規則施行細則（平成 18 年 3 月 15 日通知）
（下線部分変更）

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>（障害発生時の取扱い）</p> <p>第 3 条 （略）</p> <p>2 前項に規定する場合には、機構は、速やかに、その旨を <u>Target 保振サイト接続</u>その他の手段により外国株券等機構加入者に通知する。</p> | <p>（障害発生時の取扱い）</p> <p>第 3 条 （略）</p> <p>2 前項に規定する場合には、機構は、速やかに、その旨を <u>ファクシミリ</u>その他の手段により外国株券等機構加入者に通知する。</p> |

2 附則

この改正規定は、平成 27 年 2 月 2 日から施行する。

以上